

令和2年第1回  
利根町議会定例会会議録 第3号

令和2年3月5日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

令和2年3月5日（木曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長（船川京子君） おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。

7番花嶋議員から、所用のためおくれるという届け出がありました。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、峯山議員から発言を求められておりますので、これを許します。

1番峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） 皆さんおはようございます。1番峯山典明でございます。

3月2日に趣旨を説明させていただきました最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書でございますが、石山肖子議員から、茨城県労働組合総連合、以下茨城労連とさせていただきます、茨城労連が茨城県に対し、今までに何回、どのような取り組みを行っているかという質疑がございましたので、回答させていただきます。

茨城県労働局の茨城地方最低賃金審議会には、毎年意見書提出し、最低賃金引き上げについて要望しているということでございます。2019年度に関しては、8月1日に茨城地方最低賃金審議会の第2回本審があり、茨城労連の関係から6通、茨城県産業戦略部長などから意見書が提出され、茨城労連が意見陳述を行いました。

8月21日に開催されました第4回本審でも、茨城労連が意見陳述を行っております。

以上です。

○議長（船川京子君） 井原議員。

○8番（井原正光君） ただいま峯山議員のほうから先の請願についてのお話があったんですけれども、ということは、請願についての質疑を再開するということですか。その辺だけ1点お聞きしたいです。

○議長（船川京子君） それでは、井原議員の質問に対してお答えいたします。

先日、石山議員から質疑を行った内容に対して、後日お答えするという答弁をしました。それに対して本会議場での質疑でありましたので、本会議場で答弁を許しました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（船川京子君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

5番通告者，2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 5番通告，2番山崎誠一郎でございます。

まず初めに、今回の新型コロナウイルスの対応につきまして、利根町では、1月31日午前9時に茨城県内で最初に利根町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、また、チラシのポスティングを2月5日から7日にかけて、このチラシでございますが、職員みずから配布を実施していただいたと聞いております。すばらしい素早い対応であると思います。

幸いにも、利根町ではまだ罹患者が発生しておりませんが、危機管理では、初動の素早い対応が災害の拡大を防ぐ最重要な取り組みであると思っております。

昨年の台風におきましても、利根町は県内の自治体に先駆けて避難準備室を設置しました。このようなスピーディーな取り組みの継続を今後もお願いしまして、町民の安心安全な生活を守っていただくことを切にお願いするものでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の私の質問は二つであります。

1番目としまして、昨年9月に引き続きまして、町民の皆様の住みやすいまちづくりとして、栄橋の渋滞解消と若草大橋の時間帯の無料化、そして延伸の道路等についてご質問をいたします。

栄橋の渋滞は、若草大橋の平成18年4月の開通以来13年が経過しているにもかかわらず、依然として解消していないのが現状であります。町長は、9月の議会で近隣自治体と協議され、午前6時から8時までの無料化の実現に努めていると伺いましたが、その進捗状況を伺います。

○議長（船川京子君） 山崎誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さんおはようございます。

それでは、山崎議員のご質問にお答えをいたします。

龍ヶ崎市及び河内町と、朝6時から8時までの無料化実施についての進捗及び実施予定についてのご質問ですが、現在、若草大橋有料道路の無料時間帯であります夜8時から朝6時までの時間帯を、栄橋が最も渋滞する朝8時まで2時間延長することで、若草大橋有料道路に通過交通量を分散させ、栄橋の渋滞緩和を図るというものでございます。

議員ご質問の無料化実施の進捗ですが、昨年9月の一般質問で、利根川架橋、栄橋及び長豊橋の渋滞緩和に向けた若草大橋有料道路の通過時間帯の無料化に関する要望書を、大井川茨城県知事に提出するため、県の関係課と協議・調整を行っているとお答えしたところでございますが、昨年12月24日に、龍ヶ崎市の中山市長と河内町の雑賀町長と一緒に大井川知事に直接お会いし、栄橋の渋滞緩和と若草大橋有料道路の通勤時間帯無料化についての要望書を提出し、意見交換を行ってまいりました。

しかし、この要望に対する知事の回答は、有料道路の無料化については、前例となる常総市の水海道有料道路で実施したときと同様に、地元において通行量の減収分を補填し、実施してほしいとの回答でございました。

このことから、龍ヶ崎市、河内町と協議を行い、まずは来年度、利根町単独で4カ月間の平日朝8時までの若草大橋有料道路の無料化実証実験を行いたいと考えております。そして、この実証実験の効果検証を行い、今後の無料化の実施について判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） どうもありがとうございます。今のところ、河内町と龍ヶ崎市と一緒に合同で実施する予定だということで、実証実験を終えて、その後の結果次第でまた無料化にやろうという考えでというふうに認識いたしました。

あの橋を私もいつも渋滞のときとか走っていて、わざと渋滞のときに消防署辺りから乗ってみるんですけども、何となく利根町の人よりも、龍ヶ崎方面から来る車のほうが断然多いように感じております。河内町のほうは、まず横から入ってくるような感じですが。龍ヶ崎のほうはあの道を通ってくると。ただその先に、牛久とか阿見とか美浦とか、そういった所の車が多いように感じております。それと、夕方は逆に、布佐のほうから来まして、河内町に行く人も当然いるんですけども、ずっと真っすぐ進んで、龍ヶ崎とか阿見とか美浦とか牛久のほうに向かって行く人はかなりいるという印象を受けております。

牛久、阿見、美浦等を巻き込んで協力していただければ、より無料化の期間が長くできるのではないのかなという思いをしますので、その点について、そういった巻き込む考え

があるのかどうか、それと、逆に千葉県側も栄橋を当然利用しておりますので、我孫子市、印西市、栄町、白井とか、そういったものもちょうど県境で非常に難しいところだと思いますが、そういった所を含めまして、より多くの自治体の協力を得られれば、より長い無料期間が確保できて、そして、栄橋の渋滞の緩和につながると思っておりますので、その辺のところを、もう一つお願いいたします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 近隣の自治体を巻き込んでというご質問だと思いますけれども、今考えていることはあります。中山市長、雑賀町長とともに、近隣をもうちょっと巻き込んでいければなという話をしているところです。

千葉県に対しては、成田線の増発、そういう問題で我孫子市長といろいろ協議している中で、この間もそういう話も出ましたけれども、これから実証実験を行って、その結果でいろいろな所に話をもっていこうということになっていきますので、議員の皆さんもそういうところでいろいろ言っていただければと考えているところです。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 非常に精力的に一生懸命やっただいただいていると思っておりますので、我々議員もこの近隣の自治体の議員と少しでも交流を持って、町長と一緒に、行政と一緒に無料化の微力ではありますが、力になればと思っておりますので、一生懸命頑張るつもりでおります。

この無料化につきましては、ここで一旦終わりにしたいと思ひまして、引き続き、これも9月に同じ質問をしたんですが、若草大橋からの464号線への道路の延伸、これが進まないという現状でありますので、これができれば、若草大橋のまた利用が促進されて、おのずと栄橋の渋滞が緩和されるというところであります。

この道路ができれば、千葉県側、茨城県側、道路沿線が活性化されまして、また流通がふえて活性化につながるという考え持っております。これも先ほどの無料化と同じように、近隣自治体の協力が必要となります。また先ほど、これも言ったんですが、ちょうどここは県境という地理的なものがありまして、茨城県側、千葉県側とそういった一致協力して進めるのが一番いいと思っております。

昨年11月、我々議員全員で国会のほうに行きまして、国土交通省の道路局の課長補佐2名を招いて、ほかにも地方創生なんかの方もいらしていただいたんですが、この問題、質問しました。向こうのほうも認識されておひまして、千葉県、茨城県のほうからそういった話は来ていますよという話でございました。結局、答えは近隣自治体を巻き込んで、県のほうを通して地道な運動されるのが一番実施には効果的だという話でございました。すぐには決まる話はないと思ひますが、千葉県の知事もかわるかもしれませんし、そういったことも期待をしながら、活動していこうというように思っております。道路の延伸、そしてこの無料化、そういったものが栄橋の渋滞の緩和につながるというように思っております。

ます。それに向かって一丸となって一生懸命努力というか、我々も運動してまいりたいと思っております。

次に、二番目としまして、これは予定では、この8日日曜日に実施予定であった桜づつみ保存会10周年記念講演の支援について、質問しようと思ったんですが、コロナウイルスの関係で来年に延期されたということでございます。簡単というか、また来年、間近になりましたら、また同じ質問をさせてもらうかもしれませんが、衆議院議長が会長を務める公益財団法人日本さくらの会というところから表彰をいただいた利根町のこの貴重な観光資源である桜づつみと、保存会に対して利根町として知名度アップ等の支援について、企画課長にご質問いたしますので、ご答弁をお願いします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、ご質問にお答えいたします。

桜づつみの情報発信につきましては、これまでも毎年桜の時期になりますと、町の公式フェイスブック、それからインスタグラムなどのSNSを通じまして、開花状況などを随時発信しております。

今年度は、観光協会が作成をいたしました利根町まち歩きマップ、それから現在作成中の観光ガイドブックにおきましても、町の観光スポットとしまして桜づつみを紹介して、町内外に広くPRを行っているところでございます。

今後の情報発信につきましても、引き続きSNSによる発信、それから町の広報紙などの紹介に加えまして、ドローンを使った撮影なども行いまして、利根川桜づつみのPR動画を作成して、ユーチューブ等でも発信をしていきたいと考えております。

また、年間を通じて桜づつみの維持管理にご尽力をいただいております保存会の皆様との連携も図りながら、情報共有をさせていただきまして、今後も町の貴重な観光資源であります利根川桜づつみとあわせて、保存会の活動についても広くPRをしていきたいと考えています。

○議長（船川京子君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） どうもありがとうございます。桜づつみ、実は私も1本持つておりまして、大分大きくなってきているんですけども、そろそろドーム型ですか、もう少し大きくするとドーム型になってきますので、なかなかドーム型になってるところというのは、私の近くで知っている限りは、松戸の常盤平、あそこもドーム型なんですけれども、あの距離よりは間違いなくこちらのほうが長い距離になると思います。非常にあの中を歩くと気持ちがいいと言う方も大勢いらっしゃると思いますので、発信、今、期待どおりの答えが返ってきてまして、ユーチューブを活用して、ドローンを活用して、それが一番アップするのがみんなに見ていただけるものであると思いますので、ここを一生懸命やっただいてアピールをお願いしたいというところでございます。

私の質問非常にいつも短いんですけども、今回もこれで終わらせていただきます。

○議長（船川京子君） 山崎誠一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を10時35分とします。

午前10時20分休憩

---

午前10時35分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者，6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 6番通告，6番石山肖子です。

今回の一般質問は利根町のシティプロモーション推進事業についてでございます。

2018年1月，総務省のこれからの移住交流施設のあり方に関する検討委員会は，関係人口を基礎にした移住定住を取り上げ，地域内にルーツのある人や，以前に勤務・滞在したことのある人などに地域の担い手となることを期待しています。

従来のシティプロモーションでは，定住人口を目指しての施策を目指す傾向がありましたが，人の関係性に視点を置いた関係人口，すなわちステークホルダーと呼ばれる者，これとの関係性を思考するようにシフトしてきています。シティプロモーションは第2段階にステップアップしてきていると言えます。

特に，公のことに對しての関係性，パブリックリレーションと言いますが，これを意識したコミュニケーション活動が重要となってきたと言えます。具体的には近居，近隣の市町村に移住する人，延居，遠隔の市町村に居住する人，それから何らかのかかわりがある人，以前にその地域で勤務したり，住んでいたことがある人，ビジネスや余暇活動，ボランティアでその地域に行き来したことがある方，これらの方々を関係人口と呼びまして，地域内外をターゲットとするシティプロモーションにシフトしてきています。ここで重要なのが継続的な持続的な地域づくり，まちづくりの考え方です。我が町をふるさととしてとらえて，ふるさととのネットワークを重層的につくっていかうとする考え方です。

ある利根町出身で，東京都に居住し働いている方にお聞きしたことがありました。利根町の元気・活気を取り戻したいのだけれども，どんな企画がいいと思いますか，こう聞きました。その方はこう答えてくださいました。学校の同総会をする場所があったらいいな。できれば小学校の跡地校舎の教室でできたら最高だなと言ってくださいました。離れて住んでいても，幼いころの思い出，記憶がいかに大切であるかを感じたエピソードであり，大切な視点，自発的なふるさとへの思いが，地域での活動を行うときの動機づけ，インセンティブになるのではという視点を与えてくださったと感謝したものです。

一方，総務省の地域力創造グループ過疎対策室は，田園回帰に関する調査研究報告書を公開し，過疎地域に移住した方の54.6%がその地域に何らかの関係があったと回答していると報告しています。移住してこられる当人のさまざまな意味でのその地域での記憶，ふ

るさとの思いを受けとめることは、一過性の人口減少対策という部分ではなくて、日本という国土のネットワークづくりという基礎的な基盤づくりであると考えます。

町の内外での関係性の醸成、これは町の内部の地域づくりと密接な関係があるというふうに期待しますと、従来のシティプロモーションでの地域魅力発信、移住支援金を掲げた移住者獲得、これらを越えて、利根町のシティプロモーションは、今後、どのような地域内外での関係性をつくっていかれるのでしょうか。

それでは、(1)の利根町のシティプロモーションの基本的な方針と具体的取り組みについてお伺いいたします。まちへの誇りや愛着心を育むための地域魅力創造サイクルに町民が参加することなどがシビックプライドの醸成につながり、継続性のあるシティプロモーションが展開可能となると考えます。このための具体的な取り組みにはどのようなものがありますでしょうか。

なお、このシティプロモーション推進は、SDGsの国連の持続可能な開発目標11番、住み続けられるまちを、これと17、パートナーシップで目標を達成しようという関係いたします。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

シティプロモーションの基本的な方針と具体的取り組みについてのご質問ですが、当町におけるシティプロモーションの推進につきましては、総合振興計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、シティプロモーション事業を町の重要な取り組みの一つとして位置づけております。

シティプロモーションは、一般的には、地方自治体が行う宣伝・広報・営業活動のことを指し、町外に向けて町のブランドイメージや認知度を向上させるための活動、アウトプロモーションと町民が町の魅力を再認識し、愛着心や誇りを深めるための活動、インナープロモーションを同時に行っていくことで、相乗的な効果を生み出します。

議員ご質問のとおり、シティプロモーションの推進に当たってのシビックプライドは、インナープロモーションを行う上で重要なキーワードとなっております。町民一人一人が町に誇りと愛着を持つことで、利根町が好きだ、利根町をもっといろいろな方に知ってほしいと、口コミやSNSなどで自発的に情報を発信し、それに共感した町外の人やメディアがさらにほかの人に共有するといった共感・共有のサイクルが生まれるものと考えております。

当町における具体的な取り組みとしては、毎年春に開催している利根の桜の花みこしなど、参加した子供たちが活動できる場、楽しい思い出がつけられる場となるイベントやワークショップを開催しております。今後も、花みこしを初め、町民が参加できる新たなイベ



ントなども実施していく予定でございます。

また、行政と町民が相互に情報交換を行い、共有できるコミュニケーションツールとして、SNSなどの広報媒体を効果的に活用し、町民がみずからの魅力を発信したくなるような体制づくりを行い、継続性のあるシティプロモーション活動を推進してまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 総合振興計画等を基本に、シティプロモーションの内容をお伝えいただきました。シビックプライドというものがキーワードであるということに認識を置かれていることには敬意を表します。

シティプロモーションというのがやはり共感のサイクルをつくっていくということが大事であるというふうに言われております。そこで、総合振興計画、これがシティプロモーションに関連して、基本施策の3の10、まちの魅力を高めるシティプロモーションの充実というものがございまして、こちらのほうに方向性と取り組みというふうに記述してありますが、こちらの例えば元気プロジェクト花みこしと思われそうですが、こちらのほうの現状、ことしは残念ながら中止になりましたけれども、こちらの現状を担当課長さんにお伺いいたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 元気プロジェクトのメイン事業であります利根の桜の花みこしにつきまして、ことしは新型コロナウイルスの関係で中止としたわけですが、平成29年度から行ってございまして、最初の平成29年度の年には約200名の方、それから昨年については約150名の方にご参加をいただきまして行っているところでございます。

ことしはもう少し範囲を広げて、利根の桜の花みこしというのは当日だけの事業ではなくて、その前から花をつくってもらう段階から当日のイベントにかかわってもらうという、言ってみれば、長期的なイベントという扱いなんです。ことしですと、3月29日を予定していたんですけども、その日が桜の花を飾りつけをするんですけども、その1カ月以上前から、例えば自治会の方とか、それから老人施設に入っておられる方、そういった方に桜の花をつくってもらったり、イベントに参加していただくような意識を持っていただく、そのような取り組みを今後広げていきたいなというふうに考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 花みこしの参加者等お伝えしていただきました。長期的なイベントであるということもご説明いただきまして、こういう長期的なイベントの途中で、いろいろなやはりヒントになるような意見とか、そういうものも途中で聞ける長期的なイベントの利点があると思います。

それで、（2）番の指標に関してというところに、1番とも重なりますけれども、移りまして、総合振興計画では、元気プロジェクトの推進とSNSの活用による町の魅力発信、

それで「SMILE! TONE」アクセス件数、それからホームページアクセス件数を現状値、目標値設定されておりますが、こちらは「SMILE! TONE」というホームページ上から入れるところですが、こちらの目標値などもご説明していただいた上で、もう一つ、まち・ひと・しごと総合戦略、こちらのほうは今、第2次の方に移りつつあるところですが、こちらでの、「住むなら“TONE”プロジェクト」基本目標4、こちらのほうのシティプロモーションの推進は第1次といいますか、最初の戦略と幾つか違うところが事業が出てきておりますが、こちらの事業の指標値、そういうところも含めて、全体的に総合振興計画とそこにある重点プロジェクトのシティプロモーション、「住むなら“TONE”プロジェクト」、こちら全体のことを概要をご答弁ください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） シティプロモーション施策の指標に関する手だてについてのご質問ですが、総合振興計画やまち・ひと・しごと総合創生総合戦略では、施策の指標や重要業績評価指標、いわゆるKPIとして、本ページへのアクセス件数やSNS、フォロワー数などの数値目標を掲げております。これはあくまでも計画上の目標基準としてわかりやすく定量的に数値で示しているものでございます。

議員ご指摘のとおり、シティプロモーション活動の推進による町民のシビックプライドや、町の認知度、魅力度などを評価する場合、数値にフォーカスした定量分析だけでなく、数値にはあらわれない部分もフォーカスして原因究明する定性分析も合わせて行うことが必要だと考えております。定性分析にはさまざまな方法があるとは思いますが、議員のご質問にもありますように、既存の情報発信媒体である広報紙や町公式SNSは、発信側である町と受け取り側では、受け取り側である町民をつなぐ大切なコミュニケーションツールだと考えております。

これまでも広報紙では、町民にスポットを当てた特集記事の掲載やお子様やペットの写真を投稿していただき紙面で紹介するなど、より身近な広報紙作成づくりに努めてまいりました。

また、SNSにおいても、町公式インスタグラムでは、投稿の際にハッシュタグ、利根スタグラムをつけて投稿するというルールが浸透しつつあり、町民の方々が個人的に投稿する場合にも、このハッシュタグ、利根スタグラムをつけて、利根町の情報を発信して下さる方もふえております。

今後も、こうした取り組みを継続的に続けるとともに、イベント参加者などを対象に、シティプロモーションに関するアンケートを実施するなど、指標に対する多角的な分析を行ってまいりたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） ご答弁の中に、利根スタグラム、これも視覚に訴えて、やはり魅力を伝える重要なツールであると思ひまして、大変これは喜ばしいことだと思ひます。

それから、多角的な分析をするという意味で、イベントの中でアンケートをとられるというようなことですが、先ほどは失礼いたしました、(2)番に移りましてから質問の内容を述べませんで、申しわけありませんでした。2番の質問では、定性的な分析を行って、それで指標をこの総合的な指標とプラスもうちょっと定性的なところをデータを取り込んで、毎年その指標に対してどう動いたか、その分析結果、チェックする場が必要かなと私たちは考えますので、質問した次第でございます。

先ほどの「住むなら“TONE”プロジェクト」の中のシティプロモーションですけれども、こちらで定性的な部分を取り組むための、それに特化した事業名はないんですけれども、第2次総合戦略のほうで、利根町地域資源登録事業ですとか、PRビデオ作成広報レポーター募集とございますが、これは策定途中なんですけれども、こちらのほうの内容がふえておりますので、その辺の意図が先ほどの指標とどういう関係があるのか、お考えがございましたら、ご答弁をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 今、策定を進めております第2期の創生総合戦略の中に、KPIとしましてインスタグラムのフォロワー数とか、そういうのが目標として載っているわけですけれども、それを進めるための事業、今ご質問にありました利根町地域資源登録事業、これが新規事業になるわけですけれども、ご存じのとおり、利根町は意外と知らないところでいろいろな資源があったり、神社仏閣を含めたいろいろな、なかなか、見過ごしてしまうというか、普段我々が住んでいても気づかない、そういった地域資源もありますので、そういうのを一旦掘り起こしまして、利根町にはこういう資源がありますよというものをデータベース化しまして、それをインスタグラムあるいはフェイスブック等で流して、それで興味を持っていただく方をふやしていきたいというふうに考えています。それによって、フォロワー数がふえたり、そういう指標に結びつけていきたいなというふうに考えています。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） 地域資源登録ということ、データベース化というふうに書いてありますが、イメージとしては、SNS等で発信するための写真ですとか、内容についてのデータをつけてデータとして並べた、パソコン内というか、紙ベースなのか、媒体についておわかりでしたら、ご答弁ください。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） 地域資源登録事業につきましては、今申し上げましたいろいろな由緒ある神社仏閣、それから利根町の四季折々の自然風景、そういったものを一旦掘り起こして、データベース化をして、基本的にはホームページ等を使って広く公開していきたいなということで考えています。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） お話を伺いまして、いろいろな試みをされているということがわかりました。そこで、質問の文言の中に、町民や関係人口の意欲、推奨意欲、参加意欲、感謝意欲、これらを恐らくアンケート等でとれる項目になると思うんですけども、ただ発信するだけではなくて、例えば利根町の夕日がきれいだ、それも多分地域資源となる、そういう無形のもの、そういうものも含めて、それを人に推奨したくなる、勧めたくなるということが大事なんじゃないかというふうに言っておられる東海大学の河井孝仁さんという方で、シティプロモーションについてはいろいろな自治体にアドバイザーとして入られまして、データの取り方を研究されております。有名なところでは、那須塩原市のシティプロモーション指針を拝見しますと、先ほど申しました意欲に関して、地域参画意欲の総量を計算する式がありまして、これをもとに毎年その値を計算した後に、総量は下がらないような施策を工夫していくというような、指標として、計画の中での指標とは性格が異なるんですけども、そういうのよりどころにしてPDC Aサイクルを回しているということです。

このような意欲に関してのアンケート等も、そのイベントの中ですとか、SNS上でそういうアンケートなり、私もこれ以上調べてないので具体的にそこは提案できませんけれども、SNS上でアンケートをとっていくようなことができるかなと思ひまして、ここに意欲についての記述をしたんですけども、企画課のシティプロモーション係のほうでも調査研究されておられる中で、このような考え方が出てきているんじゃないかと思うんです。そのようなお考えは今おありでしょうか。それから、そういうことをどうやってやっていったらいいのか、また調査研究を続けていかれるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） お答えいたします。

先ほど出ました地域魅力創造サイクルなんですけれども、私も石山議員と同じ考えでして、まず少数でもいいから利根町の魅力をまず発信してもらいたい、知ってもらいたい、それを、町あるいは利根町の魅力を感じた町民の方が、例えば自分のインスタグラムを使って発信していくことによって、今度、町外の方に、利根町っていいところだねというのをまず知ってもらう、それが冒頭、石山議員のご質問の中にあつた関係人口の創出につながると思うんです。今、日本全国の人口は減少傾向にありますけれども、今回の創生総合戦略でもそうですけれども、関係人口をふやしていきましょうというのが一番重要視しています。

関係人口というのは、交流人口、関係人口、定住人口という三つの人口の定義があつて、交流人口と定住人口の間にある人口層だと私は認識しています。利根町には住んでいないけれども、利根町のことを気にかけてくれる、あるいは利根町のことを知りたいなと思つてくれる、そういった人がふやしていけば、その方がおのずと将来的に定住人口につながるっていくのかなという気はしますので、そこら辺も希望で行っています。そういうこと

で、まず、そういった町の中で、魅力発信してもらい、それを町外に発信してもらう、利根町を知ってもらうということにつなげていければなと思っています。

それから、利根町の公式インスタグラムの件なんですけれども、ハッシュタグ、利根スタグラムというものをつけて、町で発信する場合は、そういうハッシュタグをつけて発信しています。それを最近、町民の方が個人のインスタを発信するときも、そういったハッシュタグ、利根スタグラムとつけてくださる方が結構ふえてきています。それはすごくうれしいことなんですけれども、そういった方を今後いろいろな形でふやしていきたい。そうすることによって、公式インスタグラムのフォロワー数もふえてくる、定性から定量の指標につながっていくのかなと考えています。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） シティプロモーションの世の中の流れというものを、私も町のほうと共有したかったので、このような質問をさせていただきました。ゆくゆく、例えば総合戦略のほうでも、地域資源を活用した情報発信と、ブランドイメージの形成というふうに基本目標4の3の(1)の①ブランドイメージの形成を図るというふうに書いてあるんですけれども、こちらのほうは、恐らく先ほどご紹介した東海大学の河井氏の論理のほうに、ブランドイメージ、キャッチコピーとかそういうことが出てきていますけれども、このブランドイメージというのがどういうものなのか、ご回答お願いいたします。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） ブランドイメージ、キャッチコピーとは意味合いが違うと思います。利根町はどういうまちなのかというのを表現する言葉でブランドイメージなんですけれども、今、ブランドイメージという言葉というのは正式にはつくってはいないんですけれども、今後、そういったものをつくっていききたいなと考えています。

利根町のいわゆる町の雰囲気あるいは空気感、そういったものが表現できるようなブランドイメージが必要なんだろうと考えています。

○議長（船川京子君） 石山議員。

○6番（石山肖子君） キャッチコピー、ブランドイメージ、こういうものが発信する、それからロゴマークですとか、そういうものもつくっていけばいいのかなと思っています。

最後に、シティプロモーションとはどういうものなのかということ、私もPRということばかりを考えていたんですけれども、今回の質問で申し上げたかったのは、もちろん魅力を発掘してそれを発信する、そういうことがまず第1段階としてあり、その次には、また段階が出てきまして、発信をする、それから情報に関心を持ってもらって、それから先ほどの地域資源のデータ化をした、そこにたどり着くルート、そういうもの、仕組みをつくっていくのかなと思っています。そして、先ほど申しました意欲、いろいろな意欲が上がっていったということが、基本的にその底力といいますか、町民のエネルギーとい

いますか、熱量が上がっていくんではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

私なりに得た情報で言いますと、シティプロモーションは、地域、町に真剣になる人をふやす仕組み、先ほど町長もおっしゃいましたように、共感を得る、そういうことが大事なのかな、地域の魅力を知った人が誰かに伝えること、これが第一歩なのかなと思っております。

以上で質問は終わります。

○議長（船川京子君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を午後 1 時 30 分とします。

午前 1 1 時 0 7 分休憩

---

午後 1 時 3 0 分開議

○議長（船川京子君） ただいまの出席議員は 12 名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7 番通告者、5 番石井公一郎議員。

〔5 番石井公一郎議員登壇〕

○5 番（石井公一郎君） 7 番通告、5 番石井公一郎です。

質問事項は、1 番、令和 2 年度当初予算について。

令和 2 年度予算では、過疎債は昨年度より多く、約 5 億 5,000 万円を借りて歳入に充ても財源不足が生じ、基金も昨年度より多く、約 5 億 5,000 万円を取り崩し、予算編成している状況であると思います。

町長は選挙時に、利根町が過疎地域に指定されたことから、手を打たずに放っておくと町は財政破綻してしまう。そこで夕張市のようにならないように、行財政改革の断行を進めるとしていました。当初から町長はこのような考えを持っていたと思います。

令和 2 年度予算が 3 回目の予算編成になります。そこで、次の点についてお伺いいたします。当町の厳しい財政状況である、その上で予算編成を行ったと思います。今の財政状況をどのように分析し、どのような考えで令和 2 年度の予算編成を行ったのか、お伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） まず、当初予算に対して一般質問を行うことに疑問がございますので、その理由について述べさせていただきます。

今回、石井議員が質問された当初予算につきましては、今定例会に議案として提案しているものです。当初予算に限らず、議案については質疑の時間も設けられており、その中

で質疑すべきものではないでしょうか。また、質疑だけでは足りないのであれば、常任委員会、または特別委員会に付託することにより、十分に議論できる場がございます。今回、提出いただきました当初予算につきましては、予算特別委員会にも付託されており、十分に質疑、議論する場が設けられております。

以上のことから、なぜ特別委員会や常任委員会に付託するのか、さらに、一般質問とは何に対してすべきものなのかを議長を初め、議員の皆様方には今一度よく考えていただきたいと思っております。

一般質問に対応する職員は残業で答弁書の作成を行っております。人件費の削減を主張する議員の方もいらっしゃいますので、そういうことも少し考えていただき、議会運営に当たっていただければと思います。

石井議員の質問につきましては、議長も認めてのことだと思っておりますので、今回はご質問にお答えをさせていただきます。

それでは、石井議員のご質問にお答えします。

令和2年度当初予算編成において、当町の厳しい財政状況の中で、どのような考えで予算編成を行ったのかのご質問でございますが、令和2年度当初予算編成方針で述べているとおり、厳しい財政状況の中で、限られた財源・人員を有効に活用し、行政各分野においてスピード感をもって質の高い行政サービスが提供でき、住民満足度の向上が図れるような町政展開を目指しております。

具体的には、第5次利根町総合振興計画に基づいた将来像である「ともに創ろうみんなが住みたくなるまち利根」の実現に向け、持続的な発展が可能となるよう、計画における取り組みが効果的に達成されるよう、重点的に取り組むこととし、それに向け、職員一人一人がこの厳しい財政状況を認識し、徹底した経常経費の削減と適切で効果的な事業の遂行を図ることが重要とあると考えており、職員に対しても各課長を通して指示をしているところでございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、町長は議案で出しているんだから、一般質問をするのはおかしい。私はそんなこと全然思っていないんです。やはり、どのように予算を編成したんですかと聞いたら、それは町長の考えを、今度の令和2年度の予算編成を行ったことをきちんと話してくれれば、私はそれでいいんです。議案は議案として、予算特別委員会で審議するのは、それはそれで細かいやつをやるわけだからいいんです。私が聞いているのは、大きな、本当に厳しい財政の中で、町長は今年度の令和2年度の予算はこのようにしてつくったんですと話してくれればそれでいいんです。

今回だけは答えるから、この次からそういうのはだめですのように聞こえるんだけど、その辺いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 12月の議会で予算編成方針は話しています。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） だから、今のそれは話してあるから、今私が聞いているのはもう答えられないですと言うんじゃないで、きちんとこれが整って12月に話してあるから、もう答えられませんというようなことであれば、それはそれでしょうがないです。

だけれども、私が聞いているのは、令和2年度の始まる形の、今度このようにして町長はやっているんですよということを聞きたいだけのことで、もう12月に予算編成方針を話してあるから、もうそれ以上は聞くんじゃないですということであれば聞かないです。

それでは、2番目の、これも聞こうかと思ったんだけど、令和2年度の当初予算の中で、経費削減された事業、これももう話してあるからだめだということですか。いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 先ほども申し上げましたが、今回は議長も認めて議運でも通っているわけですから答えると私は言いました。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そのやつの議長が認めたというのは、何を認めたんですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 通告書が届いているということです。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 通告書というのはこれですか。これが届いているからというのは、議長は、町長は答えなくてもいいんですということ、議長が。私はそう取りました。答えないんだから、それは議長もこのやつについては、やることないですと言ったんですか。これはまずいでしょう。私はそう思います。

だから、先ほども何回も言うようだけれども、町長は、質問をしたやつに、このようにして今度、令和2年度の予算やりますよと、それを言ってくればいいんです。こんな形でやりますやりますと。それが12月の予算編成方針で言ったから、できませんというようなことは、これはないのかなと思いますよ。それは議長認めたんですか。

議長だよ、議長。議長が認めたんですか。議長、言ってくださいよ。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。

午後1時42分休憩

---

午後1時52分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問に入る前に、発言をさせていただきます。

先ほど、石井公一郎議員のほうから、執行部に対し、議長が答弁をしなくていいと言っ



たのですかということについて申し上げます。そのようなことは言っておりませんので、その確認をさせていただきます。

それでは、引き続き一般質問を行います。

(2)の質問から、石井議員。

○5番(石井公一郎君) これも聞いても、何とか答弁をしていただきたいと思いますので、第2番目の令和2年度当初予算で、昨年度等と比べて、経常経費の削減や事業の見直しなどで経費の削減ができた事業などはどのような事業があったか、お伺いをいたします。

○議長(船川京子君) 佐々木町長。

○町長(佐々木喜章君) 令和2年度当初予算編成で、経費削減された事業についてのご質問ですが、基本的には、決算ベースでの不用額や既存の事業についても、その成果、効果について、各課において算出基礎からの分析に努め、徹底した経費削減を図るよう指示しております。詳細につきましては、この後、予算審査特別委員会において、各課より詳しくご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

参考までに申し上げますと、各課からの予算要求に対して、内容精査の結果、一般会計において約9,000万円の減額査定を実施いたしました。

○議長(船川京子君) 石井議員。

○5番(石井公一郎君) 今、町長から参考までに9,000万円の減額をしたと。この内容については、予算審査特別委員会でやるから話せませんということですか。

○議長(船川京子君) 佐々木町長。

○町長(佐々木喜章君) 本来そうすべきじゃないでしょうか。

○議長(船川京子君) 石井議員。

○5番(石井公一郎君) それ以上のことはないのですが、次に移ります。ただ、できれば、9,000万円やりました、これはどこどここのこういうやつをやりましたという形を、私は聞きたくてこの質問をつくっていたわけでありまして。

3番目の質問ですが、平成30年度3月議会でも、行財政改革について質問しました。そのときは行政面と財政面とをセットで進めていくんだという答弁がありました。行財政改革を進める上で、経常経費である義務的経費の削減は重要な部分であると思います。中でも、扶助費については、少子高齢化等により削減は難しいと思いますが、人件費と公債費については、行政の努力で削減に取り組むことはできると私は思っております。

そこで、義務的経費である人件費、特別会計も含めた総人件費と扶助費、公債費の令和2年度予算での増減の状況、また、義務的経費が今後どのように推移するか、今後の見通しをお伺いいたします。

○議長(船川京子君) 大越財政課長。

○財政課長(大越達也君) それでは、石井議員のご質問にお答えさせていただきます。

義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の状況や今後の見通しについてのご質問

ですが、まず、人件費についてお答えいたします。

人件費につきましては、特別職、各種委員、職員等に加え、令和2年度より臨時職員が会計年度任用職員へ移行し、これまで物件費扱いであった賃金が廃止となり、主に人件費である報酬において対応することになりました。さらには会計年度任用職員移行に伴い、時間給の増や、一部該当職員につきましては、期末手当が支給されることとなります。そのような背景もあり、今後、人件費につきましては、一定の増加が見込まれる状況でございます。

令和2年度における人件費は、一般会計15億419万4,000円、特別会計全体では、1億5,793万1,000円となっており、いずれも前年度よりも増加しております。

扶助費につきましては、近年の推移を見ても約9億円前後で推移しており、少子高齢化等の社会構造の変化はあるものの、大規模な制度改正等が行われなければ、同水準で推移するものと思われまます。

公債費につきましては、平成29年度より過疎地域の指定を受けたことにより、過疎対策事業債の活用が可能となりました。令和3年度より元金の償還が開始となりますので、公債費増加と推計しております。過疎対策事業債につきましては、元利償還金の70%が普通交付税に導入されるわけですが、起債に当たっては、事業をよく精査しまして慎重に行いたいと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、公債費の見通しというようなことで増加となると。だから、これから小学校の統合も予定されていると思いますし、過疎債も令和元年度で約4億円、令和2年度で5億5,000万円というようなことで予算編成を行っていると思います。償還もこれから始まると思いますので、このようなことから、地方債残高は今後もふえていくのかなというように思います。

当然に、毎年度の公債費もふえていくことになるわけで、町税は減収傾向にあると思います。町民税にしては減る方向だと、この前も、それで、固定資産、償却資産でなんとか約12億円を確保していると思うんですけども、これからは町税は減収傾向かというように思っております。

また、減債基金も少ない状況の中、どのように公債費の財源を確保していくのか、お伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 大越財務課長。

○財務課長（大越達也君） それでは、お答えいたします。

平成30年度末の地方債の残高でございますが、47億2,188万4,000円でございます。そのうち、臨時財政対策債が28億3,281万4,000円、過疎対策事業が3億1,390万円となっております。臨時財政対策債につきましては、元利償還金が次年度の交付税措置とされますので、また過疎債については、70%が交付税措置されるようになっております。本来、地方交

付税で交付されるべきものを臨時財政対策債という形で今、地方のほうも起債をしているわけなんですけれども、それ以外でありますと15億円程度の残がございます。

平成27年度、平成28年度に小中学校にエアコンを設置しましたので、それが大きいのが残ってしまうんですけれども、それ以前の起債のほうはほぼ償還終了していますので、今のところ大丈夫かと思えます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ただ、今話されたように、財政状況は本当に厳しい状況にあるのかなど。ただ、しっかりした財源を確保していってもらわないと、町長も言っているように、夕張市になっちゃいますよというようなことでは困るので、その辺をきちんとやっていただきたいというふうに思います。

令和2年度の新規採用職員は何人採用したか、そのうち、専門的資格を持った職員は何人採用しましたか。特に、専門的資格を持った職員は、昨年9月の議会で、福祉課に主任介護支援専門員と精神保健福祉士の資格を持った職員を配置する必要があるということで、職員定数条例を改正し、町長部局の職員数を2人ふやしたわけであります。この採用はどうなったのか、お伺いをいたします。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 令和2年度の新規採用職員数は、うち、専門的資格を持った職員数はとのご質問でございますが、令和2年度の新規採用職員数は6名を予定しております。そのうち、専門的資格を持った職員としては精神保健福祉士の資格を持った2名を採用予定でございます。

精神保健福祉士の2名につきましてでございますが、採用というか、応募のありました2名が精神保健福祉士の資格以外に、社会福祉士や介護福祉士など、今後、ほかの業務にも活用できる資格を持っておりましたので、そこは1名ふやして2名の採用といたしました。

また、主任介護福祉士につきましては、応募がなかったため、現在のところ採用予定はございません。ただ、年度またがってでも募集の方は続けてまいります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今回は、今答弁あったように、主任介護支援専門員の資格を持った職員は応募がなかったから採用しなかったと。職員定数、条例を改正して、それで今2名だと。今後、この前の説明では、主任介護支援専門員の資格を持った職員の配置義務があるというようなことだったので、その財源は国または県から来るから、直営で運営した方が断然有利と大塚課長は説明していた。だから今後、主任介護専門員の応募があれば、採用していくというような考えですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 必要な職員でございますので、採用してまいります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ただ、応募があれば採用していきたいんだというようなことなんだけれども、資格を持った職員がいない。いないと、これに対応する職員がいない間、これがないと困るんでしょう。困らなければ、何も採らなくてもいいのかなと解釈もできるんだけれども、この辺、今、対応はどのような対応していますか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは、お答えします。

確かに、法的に3職種ということで、主任ケアマネジャーが欠員している状態ですので、好ましくない状態が続いているということなんですが、とりあえず保健師がその業務を準じた形でもって担っているということで、総務のほうにも話しますけれども、2回の募集で来なかった、これからまた年度をまたぎになるのか、その辺ちょっとわからないんですが、すぐにでも募集をまたかけて、来てもらうことに期待するほかないという状況でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、答弁があったように、保健師が今、業務をやっているんだというようなことで説明なんだけれども、私は現在の体制でそれができれば、それはそれでいいのかなと思うんだけれども、応募があれば採ると言うんだから、それはそれできちんとしたケアマネジャーがいるにこしたことはないと思うんです。ただ、対応ができるのであれば、何も今までやっているやつで対応できれば、それにこしたことはないのかなと思います。

それでは、今度は退職する職員が実際に何人いて、今全部で6人採用しているというようなことなんだけれども、退職する職員は何名おりますか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 定年退職者4名でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今回の定数条例で職員は173ですか、実数というのは、令和2年4月、3月でいいんですけれども、定数条例に対して実数は今、議会事務局とか町部局、もしわかったら教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 令和2年4月現在の各部局の職員数ということで考えますと、人事異動が発令されてからしっかりした数が出るわけなんですけれども、ここで当初予算に計上した数でよろしいですか。あとは、全体の実数だったら出るんですけれども、各部局、人事異動とかあるもので、4月1日。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 定数条例は173だと思うんです。それで実数が今のところわか

らないとすれば、後日教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 石井議員おっしゃるとおり、定数だと全体で173名になります。実数でございますが、4月1日の予測で、県への出向者1名、それと休職者1名、育児休業者2名、それと先ほど申しましたケアマネジャー、主任介護専門員、こちら5名が実際の数から引かれることになります。定数173名のところ、定数にケアマネジャー入りますので、4名差し引きまして、予定の実数としては169名、全体で169名になります。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうすると実数では4名減っているというようなことなんですけれども、先ほどの経常経費である義務的経費の削減、行財政改革を行う上で重要な課題ではあるのかなと思うんですけれども、それで総人件費というの、これも先ほども言ったように、今度の予算編成方針のほうでというようなことで言われるかもわからないんですけれども、人件費が今回の内示のやつを見ても15億円ですか、一般会計にしても、人件費がどんどん伸びていくような状況にあるので、この辺の削減の方法といっても、職員を減らすというわけにいかないんでしょうけれども、ただ、税収が伸びない中で、その職員の給料なり人件費が伸びていくというのが、この辺、どのようにとらえているのかなと思うんです。人件費は伸びていく一方で、税収が下がってきたら、本当に何もできなくなっちゃうんじゃないかなという心配はしているんですけれども、その辺、お答えください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 人件費の削減方法についてですが、昨年6月の定例会でもお答えいたしました。地方分権の進展、それと町民のライフスタイルの変化やニーズの多様化が進み、役場における事務量、これは毎年増加傾向でございます。このことから、人員の削減による人件費の大幅な抑制は難しいと考えております。

人件費の抑制ができるものとしたしましては、時間外勤務手当の削減が考えられます。定型的な日常業務についてマニュアル化を徹底し、業務の効率化を図るなど、職員の創意工夫により削減できるものと考えております。また、早朝からの住民健康診断や夜間に開催される会議を開催する場合には、フレックスタイム制、こちらを活用することで、時間外勤務手当の削減だけでなく、働き方改革における職員の健康管理の効果もあるものと考えております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今、残業手当等を減らしていくんだと。木曜日のノー残業デー、この前も話されたんだけど、それで相当な減額というのかな、残業の減額は実際にできていますか。ただ、ほかから見ると、木曜日は真っ暗になっているからという声も聞くんです。きょうは暗いなど。だからその辺で、木曜日のノー残業デー、これの効果、いかがですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 効果としては、目で見えるものとしては、今回の補正予算で時間外勤務手当を削っているところもあると。それと木曜日に関しましては、徹底的に木曜日は休みなさいと、相手がいるような業務の場合はやむを得ないんですけども、それ以外、事務的なものについては徹底的に木曜日は休みするというので執行しております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） これ、誰だっけな、心配していたんだけど、サービス残業というのかな、サービス残業、これはないでしょう。これはうまくないというんだな、サービス残業というのは。その辺はいかがですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 確かに、石井議員言うとおりのサービス残業はよろしくないというふうに考えております。町のほうでも、今年度からなんですけども、時間外勤務手当とタイムカードの比較を行いまして、そういう傾向のある職員がいる課には、課長に対して指導を行っております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） その辺もきちんとしていかないと、どこかでサービス残業やったら今度さかのぼって支払いをしなくちゃならないような実態があったというふうに聞いていますので、徹底的にその辺はやっていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の町有地の管理について、今からお伺いします。

ウェルネススポーツ大学への町有地を、第2グラウンドですか、貸していると思うんですけども、グラウンドの工事が行われております。土地に関して何らかの工事等を行う場合は、申請することが契約内容として明記してありますか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

町とウェルネス大学との土地賃貸借契約書の中に、使用上の制限等ということで、第9条、乙、大学側なんですけども、貸付財産の形状を変更するとき、貸付財産について、第3条に規定する指定用途の変更をするとき、または貸付財産上に所在する自己所有の校舎棟の建物について増改築等により現状変更するときは、事前に書面によって甲、町のほうです、に申請し、その承認を受けなければならないと明記されております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） そうするとこの前、桜の木、イチョウの木等を切ったわけです。その辺については、なぜあそこを切ったかと、ライト側とレフト側に今までよりも高いポールを立てたと思うんです。その辺の許可というのか、そういうことは、切るにしても、ネットをもっと高くするにしても、その辺は申請が出てきてオーケーすれば、それはウェルネス大学が対応することなのか、その辺を教えてください。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、今回の大学のグラウンドの工事について、ご説明させていただきます。

まず、昨年10月29日に大学側から、首都リーグ公式戦を開催したいということで、近隣の住民の安全を守るために防球ネットを高くするため、工事車両の進入と工事に支障の出る樹木の伐採についての相談がございました。

その協議内容を踏まえ、11月6日付で大学より、公有財産賃貸借契約書第9条の規定に基づく樹木伐採及びフェンスの撤去についての申請があり、11月11日付で申請の内容を承認し、翌日から伐採工事が始まりました。

続きまして、11月15日付で、防球ネット設置工事に伴う道路敷の使用等について、道路法に基づく道路占用許可申請があり、12月6日付で道路占用の許可をし、12月9日付で防球ネット設置の申請があり、12月13日付で承認をいたしました。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） これは今聞くと、11月11日に承認したんだというようなことを聞いたんだけど、ライト側のイチョウ、それにバックネット裏、一番初めに切ったのは、ホームベースのほうのバックネット裏のやつは無断で切ったと思うんですよ。何本切ったかわからないんだけど、10本先に切っていると思うんです。だから全体で何本切ったかわかりますか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 今、石井議員がおっしゃっていましたバックネットのほうのイチョウの木はですね、近隣の住民の方から直接大学の方に苦情が入りまして、大学のほうで、やむを得ず伐採したということで、そのときは7本を伐採しております。事前に申請がなかったものですから、役場のほうから一応注意をしまして、おわびの文書のほうはいただいております。

今回の工事で伐採した樹木の数ですが、桜8本、イチョウが21本、ツバキが4本、このうち道路の街路樹として伐採しましたイチョウ4本については、工事終了後に植樹するように指示をいたしております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 伐採した後は大学側が植樹をするんだということですね。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） そのように指示してございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） それに、桜の木、ライト側ですか、桜の木を切っているときに、新聞の配達員だと思うんだけど、安全員が立っていないくて、道路のほうまで桜の枝が落ちて、けがしないよかったなというようなことで、安全を見ている人間を置いてなか

ったんです、ずっと。それともう一つは、桜の木、大体30年か40年たっていた木だと思うんですけども、それを楽しみにしている住民もいるわけです。小さいサッシだから、よく見えるように大きなサッシに取りかえました。桜の木がなくなって、いや、がっかりしましたというような声も聞こえるんです。

ただもう一つは、レフト側の高くなったでしょう。それで、千葉県のように、大風が吹いたときに、うちのほうへ倒れて来たらどうしましょうと、そういう心配している住民もいるわけです。その辺はどうですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、お答えさせていただきます。

まず今回、郵便配達の方ですか、うちのほうまで連絡のほう来てないんで確認取れてないんですけども、桜の木切った以降、1人の方が町のほうに訪れまして、非常に残念だということでした方が1名おられました。

ただ、町としましては、実際、大学の方から賃借料もいただいておりますし、現在、野球にしか使えませんので、それで昨年4月から首都大学リーグに加盟しまして、野球に今、力入れているような状態ですので、そうしますとボールがネット超えたときに、硬球ですので、近隣の住民にかなり危険な目に遭うんで、今回どうしても上げたいということで役場のほうでは承認させていただきました。

あと千葉県でゴルフ場練習場が倒れたということで、うちのほうでもその辺はいろいろ指導はしたんですけども、通常15メートル以上だと建築基準法で建築確認の申請をするんですけども、15メートルはいつてないものですから、今回、建築確認のほうは申請しておりません。ただ、基準は建築確認と同じ程度の強度は強度計算しまして、風力には耐えられるという計算はしていただいて、業者のほうにもそちらは確認しております。

以上でございます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 私が思うのには、本当は、桜の木もイチョウの木も切らなくて、中からやれば、グラウンドの中ですよ、外側じゃなくて中から入れば、全然切らなくてもできたと思うんです、中からやれば。それともう一つ心配しているのは、あそこ、ライト側は通学路になっているんです。子供たち、フレッシュの。だからそこにもう全然、安全を図る誰もいなくて、帰りとか、誰もいないです。それで工事の人がばさばさ切っている話。だからその辺を前もって、申請のときにきちんと話をしていただいて、安全を図る人をつけてもらっていたほうがいいのかと私思いました。その辺はどうですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） お答えさせていただきます。

グラウンドの中からできたんじゃないかというご質問なんですけど、あそこのグラウンド、人工芝を敷いてありまして、重い重機とか入ってしまいますと、人工芝がだめになってし



まうということで、やむを得ず今回外側から伐採させていただきました。

安全確認等については、十分注意するよといふことで、町のほうからは指導しておったんですけれども、実際、工事をしているのは大学側なので、今後、そういう工事があれば、指導のほうを徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） ただ、先ほども言ったんですけども、通学路になっているんで、その辺は子供たちがあそこ通っているときに、誰も見るといふよりも、3時になれば子供たちが帰ってくる話ですから、本当にばさばさ落としているわけです。だから教育委員会にもきちんと話をして、教育委員会も、子供たちなりにそういうことだから気をつけなさいよぐらいな話をしたって悪くはないと思うんです。

やはりその辺も町のほうは、許可したから、もうウェルネス大学がみんなやるものだというんじゃないくて、大学側にその辺もよろしく、今度あった場合、話をしてください。

それでは、3番目の町道104号線、土地の明け渡しを求める民事訴訟について。

この前、この土地が町長この前の答弁では、占有されているホクサ工場の建物などの工作物について、現況図を作成して顧問弁護士に提出し、対応を協議していると答弁でありましたが、その後の進捗状況はどうですか。

これは前に取手の開催場所で大調に終わって、本式に今、裁判をやっているんだといふことで答弁はしてもらっているんですけれども、この進捗状況、今の段階でどうなっているのか、その辺お聞かせください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町道104号線の明け渡しを求める民事訴訟の進捗についてのご質問でございますが、本件は、株式会社ホクサ、有限会社サンリツに対し、占有している土地のすべての明け渡しを求める訴えを令和元年7月4日、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部に提起しています。

その後、令和元年8月29日、10月15日、12月16日まで3回の口頭弁論が行われ、令和2年1月24日からは、裁判官から専門家による調停に付してはどうかとの意見もありましたので、裁定を中断し、専門家による調停に入ったとの報告を受けております。

訴訟を提起しており、その詳細等につきましては、今後の審理にも影響しますので、答弁は控えさせていただきます。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 何回か弁護士にお願いしてやっていると。最終的に、ここで答えられないといふようなことかもわからないんですけれども、いつごろこれが収束、裁判が終わるか、あくまでも先のことだからわからないと思うんですけれども、いつごろこれが収束する時期といふのは、難しいと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（船川京子君） 中村建設課長。

○建設課長（中村敏明君） それでは、石井議員のご質問にお答えいたします。

今現在、先ほど町長の答弁にあった通り、調停に入って弁護士に資料等を提出している段階でございますので、解決の時期というのは、その詳細につきましては今後の審理にも影響しますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 町長もわかっているとおり、あそこは本当に危ないというようなことだと思っております。だから何とか、あそこを1日も早く解決できて、真っすぐな道路にしてもらいたいと、これは住民誰でもが思っていることなので、その辺、何とか早く解決できるようにお願いして、質問を終わります。

○議長（船川京子君） 石井公一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開を2時55分とします。

午後2時36分休憩

---

午後2時55分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番通告者、3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） 8番通告、3番片山 啓です。よろしくお願いいたします。

私の質問が前の石井議員の質問とダブるところが多いことになってしまいましたけれども、なるべくダブらないように質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと皆さんマスクをしているせいか、きょう来ている傍聴人の方が下で聞いているんですけども、非常に聞きづらいと、ほとんど意味がわからないということをおっしゃったので、答弁のほうの方も大きな声で答弁して、傍聴人が聞きやすいような環境をつくっていただきたいと思います。

それでは、私の質問が通告したとおり、1、樹木の伐採について、2、防災関係、3、学力向上策、4、行財政改革、この4点でございます。

最初に、樹木の伐採について、これが石井議員と重なっているところがありますが、まず最初に、ウェルネス大学の野球場の周辺の樹木を伐採いたしました。その許可条件はということで質問させていただきます。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質問に対する答弁を求めます。

大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長（大越達也君） それでは、片山議員のご質問にお答えさせていただきます。

日本ウェルネススポーツ大学の野球場周辺の樹木の伐採についてとのお質問ですが、先

ほどの石井議員のご質問で答弁した内容と重複する部分もあろうかと思いますが、伐採の許可条件につきましては、昨年11月6日付で、大学より公有財産賃貸借契約第9条の規定に基づく樹木伐採についての申請があり、街路樹としてのイチョウの木4本の植樹とフェンスの再構築をすることを条件として、樹木の伐採を承認しております。

申請の段階では、イチョウの木4本ということだったんですけれども、街路樹については、実際、伐採したのは2本ということで、そちらについては植樹するようお願いしてございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それについて、2番目の安全対策。当然、1番の許可条件、許可の中で、どういう方法で伐採するのかとか、その安全に対してはどういう配慮を必要とするということもちゃんと出てきていると思っておりますが、その辺の安全対策に対する指示はいたしましたか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、お答えさせていただきます。

安全対策の指示というご質問でございますが、グラウンド内の樹木伐採については、敷地内の作業ということもあり、安全管理につきましては、口頭で指示し、街路樹の伐採については、道路法の安全基準に基づき作業するように指示をいたしました。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほどの石井議員の質問にもありましたけれども、伐採によって通行人がもう少しでけがをすると。また、道路を通行していた車両も、3台ほど巻き込まれそうになったという住民からの声があります。そういうことで、警備員の配置だとか、そういうことについて具体的な指示はされていたんですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 樹木の伐採につきましては、敷地内ということで、財政課のほうで指示したのは、敷地内の工事に伴うフェンスの撤去、それと樹木の伐採について承認しております。

道路上の安全基準につきましては、道路法上で基準があると思いますので、そちらに従うようにということで指示のほうをさせていただいております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 結果的に、工事中にそういう事例があったということは、そういう指示を守らなかったと。守らなかった結果、そういう事例が起きたと解釈してよろしいですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 先ほど、石井議員からも言われたんですけれども、郵便配達の人が危ない目に遭ったというお話がありましたけれども、町のほうには、郵便局、また

は大学のほうからそういった事故があったという報告は受けてございません。

許可条件として、そういう安全対策は十分に講ずるようにと指示しておりますので、今後、そういった工事がある場合には、さらにきつく指導のほうをしていくようにしたいと思います。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） いずれにしろ、これは町有財産の伐採になります。ですから、町としても町有財産を伐採するということですから、当然安全管理についての配慮義務が生じてくると思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、お答えさせていただきます。

結果的には、危険な目に遭わせたというお話なんですけれども、町のほうとしましては、十分安全に作業するようというところで口頭でも注意させていただいておりますので、今回はこういった事態になってしまいましたけれども、次回からはさらに厳しく指導のほうをしていきたいと思っております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは3番目に移りますが、伐採の際に、周辺住民に対して周知徹底はどのようにされたか、ご存じですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 周辺住民への周知とのご質問でございますが、伐採開始直後に、フレッシュタウン自治会長より町のほうに問い合わせがありました。伐採の目的、経緯、今後の工事予定時期等を自治会へ文書で報告しております。また、この報告を受けたフレッシュタウンの自治会のご協力によりまして、回覧を作成していただいて、地区住民の方々へは周知していただいております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それと同時に、防護ネットの工事がされております。先ほどの答弁では、建築上の申請の必要のない15メートル以下の建造物だということを答弁されておりましたけれども、昨年、市原市でゴルフ練習場の防球ネットが倒れて、非常に大きな災害になったという事例が間近にあったわけです。そういう観点から、果たしてあの防球ネットが15メートル以下だということは確認されていなかったか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 確認のほうはしてございません。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 周辺住民の人たちの感覚だと、15メートルあるという感覚です。周りのネットが10メートルのネットがある、それよりも大きいということでしたので、後でもいいですけれども、これは確認してください。そうしないと本当の安全対策ができた

かどうか。特に、あの周辺住民の人たちは、去年の事故以来、非常に神経質になっていると思います。ですから書類だけじゃなくて、現地確認をするのは、町長はいつも言っています住民の安全安心という、その施策のためにも、できた構造物を現認確認してください。よろしく願いいたしますが、いかがですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） まず、現地のほうで確認ということなんですけれども、既に立ってしまっているものなので、どういった形で計測すればいいのか、もし計測できるのであれば、計測のほうはしたいと思います。ただ、15メートルを超えてしまっておりますと、建築基準法で申請しないといけないということになりますので、法令違反になってしまいますので、正式な大学のやっていることですので、その辺は町としても信用しているところでございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほども答弁されていましたが、ウェルネス大学は、樹木の伐採については今回も申請前、承認前に一部切ったと、そういう事例は前にもあったはずです。前にあって注意したにもかかわらず、今回もそういうことが出たということを答弁されてきました。ですから、今回の防球ネットも、ちゃんと町が15メートル以下かどうかということを実認確認をするということは非常に大切だと思います。いかがですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） 今回の樹木の伐採につきましては、申請後の伐採となつてございます。以前、バックネット裏につきましては、申請前に周辺の住民から、どうしても切してほしいということで学校のほうで切られた経緯はありますけれども、その際にはおわびの文書のほうをいただいております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長がいつもいつもおっしゃっている住民の安全安心ということを実体化するためには、こういう事例があったときには、そのとおりだと、書類のとおりだったということを確認するということが本当の安全安心につながるはずですから、これだけはぜひ、確認のほどお願いしたいと思います。よろしいですか。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） はい。それでは何らかの方法で確認のほうをして、または工事の写真とかあれば、そちらのほうで確認させていただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） よろしく願いしたいと思います。

それでは、2番の防災関係に移らせていただきます。

防災無線のデジタル化がされたんですが、その効果は前の古い設備と新しく更新された設備との差を教えてください。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 防災無線デジタル化の効果についてのご質問でございますが、以前のアナログの防災行政無線システムは、整備から既に22年が経過しておりまして、設備機器等の老朽化が進んでいたこと、また、国の電波法審査基準の改正によりまして、アナログ方式の無線設備は令和4年11月30日以降は使用できなくなることから、デジタル方式への設備更新工事を実施したものでございます。

デジタル化による効果につきましては、アナログの防災行政無線よりもノイズが軽減される、音声クリアになるなど、放送時の風向きや気象状況にもよりますが、音声自体は聞きやすい状況になっております。

また、デジタル化により、町情報メールや緊急速報メールなどと連携が可能となり、防災行政無線の放送内容を町情報メールや緊急速報メールなどで一斉に配信できるようになったことなどが挙げられます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 私のほうには、住民から非常に聞きづらいと、特に災害時は、ほとんど何言っているかわからないというふうな声が届いています。その辺の町の声は届いていませんか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 実際にはあったかと思えます。ただ、災害時には、風であるとか、雨であるとか、いろいろな気象条件もございますので、聞こえづらくなる場合もあるかと思えます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） その辺の認識が私と大分違うようです。場合がある、場合があるんじゃないかと、ほとんどの場合がそうなんです。特に台風だとか大風のときには、各家庭ともすべて雨戸を閉める、最低限窓は閉めています。そうしたらほとんど聞こえない。何を言っているか、ほとんどわからない、これは実情だと思います。その辺の認識をぜひ改めていただきたいなと思えます。ほとんど聞こえない、これは住民の声だと思います。特に、災害時は、台風だと大雨だとか、窓を閉めて雨戸を閉めたら聞こえないと、こういう実情をぜひチェックしていただきたい。いかがですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 最近の住宅事情といいますか、密閉度がいいというのもございます。町では、ある程度そういうのも予測しておりまして、町のほうの防災無線の内容をテレホンサービスで聞けるというようなことも行っております。聞こえないような場合には、そこに再度確認していただく、これも防災の手引であるとか広報紙のほうでも宣伝しております。ぜひそういうのを活用していただいて、災害時には何か放送があったかどうか、わからないときでもそこに電話していただくことにより、直近の情報が確認でき

るようになるかなと思いますので、その辺も我々も宣伝していきますけれども、皆さんもどんどん宣伝していただければというふうに思っております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） そういう観点から、それは全国的な傾向だと思うんです。ですから国の方でも、2番目の質問にあります、住宅用防災無線、これは防災ラジオの設置を押し進めるという国の施策が出ております。そういうことで、少なくとも利根町、1台2万円ほどかかるそうです、現在は。ですけれども、少なくとも、私としては防災無線で聞きづらいという情報で命が大事な防災ですから、ぜひ、区に1台か2台ぐらいずつは責任者のところへ設置していただいて、そこから住民に周知徹底させるという方法も人の手を借りることになりますけれども、町が直接やることは非常に災害時には手薄になる可能性が多いわけですから、なるべく住民の人たちにも手伝っていただいて、人の命をいち早く守るというためには、そういった施策をとっていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 住宅用防災無線の設置の考えについてのご質問ですが、議員がおっしゃるとおり、住宅用防災無線は防災行政無線の戸別受信機のことかと思いますが、戸別受信機の整備については、高額な費用がかかることから、現時点では考えておりません。

現在、災害時の避難発令及び避難所開設などの情報については、防災行政無線で放送しておりますが、気象状況により、放送内容が聞こえなかった場合、フリーダイヤルのテレフォンサービスで放送内容を確認していただくことができます。また、町情報メール、緊急速報メールなどを活用し、防災行政無線で放送した同様の内容を発信しております。

これらのことから、現時点では戸別受信機の整備については考えておりませんが、災害時における町民への情報伝達を的確かつ迅速に行うためのツールであることは承知しておりますので、戸別受信機の価格や付帯設備等の整備経費のほか、他市町村での導入状況についても注視してまいりたいと考えております。

値段については総務課長の方から答弁させますが、区に1台、2台、これは考えてみたいと思っております。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 高額というところなんですけれども、業者さんのほうから見積もりをとってみました。受信機だけあれば聞こえるという状況もあるでしょうけれども、地形や建物の位置によってはどうしても受信できないという場合もございます。その辺、ラジオの環境なんかと一緒に思うんですけれども、その場合、当然工事費、アンテナの設置工事であるとか、そういう付帯の工事が伴います。ざっくりの金額で言いますと、そういう工事を伴う場合には、機器も含めて約10万円ほどかかるという見積もりをいただい

ております。全部にこれが適用されると思いませんけれども、かなりの金額、億単位の金額になってしまうのかなというふうには考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長から前向きな答弁いただいて、本当にありがとうございます。ぜひ設置の方向で検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それに伴って、3番の要支援者というのはいろいろな人間がいると思いますが、それに対する災害の情報の周知、これは特別、一般の住民と同じような形ではなかなか届かないんじゃないかと私は思っております。

前回の10月の台風の時にも、私どもは、要支援者については1軒1軒全部電話で連絡いたしました。ほとんどの人がよかったと、電話でいただいてよかった、それまでは何もわからなかったというような人がほとんどだったんです。ですから、私どもはこれからも利根ニュータウンの自治会ですけれども、要支援者については、電話連絡をするという方法は必ず取りたいと思っています。

その辺、町としては、町には非常に多くの要支援者がいると思うんです。今回、また暮れに調査を行っているはずですが、この辺についてどう考えでしょうか、周知の徹底。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 要支援者に対する災害情報の早期周知の方法についてのご質問でございますが、災害情報には、福祉避難所開設の情報や警戒レベル水位、避難準備、高齢者等避難準備開始の発令情報などがありますが、その旨を民生委員に伝え、要支援者に避難準備をするよう呼びかけをしていただくことになっています。

災害警戒本部において、気象情報などの情報を収集し、今後の予測等を踏まえ、対策を決定した際には、総務対策部へは防災無線やホームページ、エリアメール、登録制メールなどによる情報配信を指示しています。

また、福祉対策部へは、福祉避難所開設の準備指示とともに、避難行動要支援者登録制度に登録されている高齢者や障害者の方に対して、担当民生委員を通して至急連絡するよう指示します。

民生委員への伝達方法については、基本的には民生委員向けの登録制メールで行いますが、民生委員の中にはメールを受信できない方もおりますので、そうした委員の方へは電話連絡や自宅へ赴くなどして対応することとなっています。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 民生委員の人たちをお願いするということでしたけれども、現状は、民生委員の人たちというのは非常に多くの支援者を抱えているんです。ですから、いざ災害になったときには、なかなか民生委員の力が及ばないという事態が生じると思います。これは事前にわかっていることです。ですから民生委員の人たちにも当然お願いしなくちゃならないと思いますけれども、民生委員だけに頼るような方法では手おくれになる



と私は思います,いかがでしょうか。

○議長（船川京子君） 大塚福祉課長。

○福祉課長（大塚達治君） それでは,片山議員のご質問にお答えします。

確かに,今のツール,先ほど申し上げました防災無線とかエリアメールとかホームページ,登録制メールというところで,要支援者の方も,それで気づく方もいらっしゃるでしょうし,確かに,福祉サイドでは,人的な対応として民生委員さんに頼らざるを得ないというのは現実問題,厳しい状況です。

あと,ひとり暮らしの方につきましては緊急通報を装置とか,聴覚障害者の方につきましてはNET119,今年度から消防署のほうへつなげて,非常事態があった場合は連絡するようなシステムを構築して,登録者はまだ10名未満なんですが,そういったことで少しづつはやっているんですが,あくまでその装置,自分から非常事態を発信しないといけないということで,本部のほうからは,こういったことで逃げてくださるかという一方通行のものなので,またその辺の避難情報のシステムづくりというのが遅れているのかなという感じはいたします。ということで,福祉サイドのほうは今のところ,人的体制は民生委員に頼らざるを得ないと厳しい環境下になっております。

一応,参考までなんですが,町の避難行動要支援者名簿に,これは2月14日現在なんですが,登録されている方237名,これは災害対策基本法で,行政として基礎として保有する名簿,ひとり暮らしの高齢者とか,要介護3から5を受けている方とか,身体障害者手帳の一,二級,これ,総合階層なんですが,そういった手帳を所持する方,あとは療育手帳を所持する方,そういった方がいるんですが,行政で基礎として持っている,これは非常事態の場合,本人の同意を要せずつくっておかなくてはならないという名簿ですが,それに登録されている方1,387名いらっしゃるというのが現実でございます。

いざという時には,災害対策本部会議の決定を待って,その名簿を関係支援機関に伝達して,安否確認に当たっていただくというようなことでの現在の整備状況となっているようなところでございます。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） 今,福祉課長から答弁のありました福祉の目線で細かい部分かなと思います。

総務課としては,ほかの手段として自助が難しい人に対しては,共助,これが必要であるというふうに感じております。共助により避難が可能になるのではないかとこのように思っております。これは今後,当然,実行までもっていかなければいけない部分と思っておりますが,例えば避難情報を入手した人は避難行動要支援・要配慮の方に対して,いち早くその情報伝えてあげると。先ほど議員おっしゃった,電話で伝えるというのもその一つかなというふうに思います。その情報を伝える,または手を差し伸べて避難させてあげるということもできるのかなというふうに思っております。

そのためには、自主防災組織の平時からの備え、訓練というものが非常に大切になってくるのかなというふうに思っております。

町のほうとしても、片山議員おっしゃったとおり、実際の災害時には職員の手も少なくなるというのも実際あります。そこは自主防災組織の力を借りながら、お互い、公助の部分と共助の部分と協力し合いながらやっていって乗り切るしかないのかなというふうに考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 総務課長から自主防災組織という話も出ました。まさしくそのとおりだと思います。私ども、先ほど申し上げましたけれども、前回の台風19号、それと21号ですか、その節にはやっぱり要支援者が避難所に避難したいというときに、やっぱり自分1人で避難できないですから、そういう人たちは。ですからそのときに、それぞれ担当の民生委員の人にもつき合っていたいたんです、付き添ってもらったんです。ですから情報を自分の担当している人、1人で15名か17名ぐらい、私のほうではいるんです、民生委員の人が、担当する人が。その人たちの全員の面倒はそのとき一気にはできないんです。特に避難する人については、一緒についていってあげて、身の回りを少し手伝ってあげるというようなことも必要ですし、なかなか民生委員に、先ほど答弁あったように、民生委員に頼るというシステムだと、非常に手遅れになるなと私は思います。ですから、総務課長おっしゃったとおりだと思います。自主防災組織、それには、自主防災組織もやっぱりそういう訓練をしなくちゃいけない。今までの訓練だと、そういうところまで訓練の手が届いてないです。ですからいち早く、自分で自分の身を守れる人はそういう必要ないんですけれども、要支援者というのは、自分では自分の身を守れないから頼むんです、隣近所だとか行政だとかそのほかの人たちに頼むわけですから、そういう人たちをどうやって避難させるかと、避難所を確保するかということは、訓練してみないとなかなか実行に移せないと思っております。その辺いかがですか。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まさしく訓練が必要であると感じております。町では年1回ですけれども、自主防災組織と連携した防災訓練も新年度にも行う予定でございます。それが一つでございますが、平時から各地区においても、自主防災組織の中で話し合っていたらなというふうに思っております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは、もう一つ、ことし町の防災士連絡会が設立されました。私は前からこれを要望していたんですけれども、非常にいいことだなと思っております。ただし、会ができて、これが機能的な活動できるかどうかというのは今後にかかっておるわけですから、もちろん防災士の人たちの一人一人の力が非常に大きくなるんですけれども、一応軌道に乗るまでは、いろいろな行政との連携の仕方とか、そういうのを模索し

てかなきゃいけないと思うんです。そういう点において、何か計画があったら教えてください。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 防災士連絡会が設立されたが、町との連携方法についてのご質問でございますが、防災士連絡会は、町内で日本防災士機構の防災士資格を取得された方々相互の情報交換、連携強化を図るために、本年1月16日に設立されました。

設立に当たりましては、町から防災士の皆さんにお声がけをいたしまして、趣旨に賛同された多くの防災士の方々が入会されました。私も設立時の連絡会に出席し、挨拶をさせていただきました。その挨拶では、地区における防災教育や防災訓練時のアドバイスなど、地区防災の先頭に立ってご活躍いただく防災士の皆様の役割は大変重要であると伝えるとともに、この連絡会を通じて防災における地区の役割、防災の役割が整理され、災害時の情報共有がスムーズに行われることにより、今後の地区防災、ひいては町全体の防災力向上につながると申し上げました。

防災士連絡会は、町の附属機関ではなく、防災士の資格を持っていらっしゃる方たちが横のつながりを持ち、情報交換をすることにより、地域防災力の向上を目指すため設立されたものです。町としましては、設立時のお声がけもそうでしたが、今後も総務課が事務局として会の運営を支えるなど、協力してまいりたいと考えております。

議員ご指摘の防災士連絡会と町との連携方向についてでございますが、連絡会の考えもあると思いますが、町といたしましては、災害対応や防災訓練時の地区と町との連携上の課題など連絡会で洗い出し、その解決策を町防災担当者を交え、協議していくことが片山議員のおっしゃる連携となるのではないかと考えております。

このほか、町では、防災士の皆様のスキルアップのための研修会の開催も提案したいと考えております。片山議員におかれましては、この連絡会の設立メンバーであり、連絡会の副会長にも選任されました。ぜひ防災士連絡会の運営に当たり、リーダーシップを発揮され、今後の地域防災活動にご尽力いただきたいと思います。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 私の宣伝までしていただきまして、ありがとうございました。そういうことで、一つの機関ができたということは、これからもう少し充実した活動ができるように、防災士のメンバーもできるんじゃないかと期待しております。

いずれにしろ、防災というのは私、議員になって4回の質問、そのたびに質問させていただいております。人の生命、これに直接かかわる行政ですので、今後とも防災についてはいろいろな難しい問題があるかと思えますけれども、前向きに取り組んでいただきたいなとお願いいたします。

それでは、3番目の学力向上策について質問していきます。

教育長は、前回お伺いしましたけれども、学力向上には先生の能力向上が欠かせないと

おっしゃっておりました。能力向上のための先生の能力向上のための施策をお聞かせいただければと思います。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 片山議員のご質問にお答えいたします。

昨年12月の議会でも、学力向上策についてのご質問をいただきました。その際にも申し上げましたが、子供の学力向上を目指すとき、教員の授業力向上を第一に考えます。教員の指導力向上が子供の学力向上に直結すると考えております。教員一人一人は地方公務員であります。もう一つ、教育公務員としての法的位置づけがなされ、その教育公務員特例法の中で、研修と題する独立の一章を設けるほど研修が不可欠であることを示しています。この教特法第21条では、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないと規定されています。

教員一人一人の資質能力を伸ばすには、研修の場が欠かせません。その研修には、国が行うもの、県が行うもの、町が行うもの、個人個人が希望して行うものなど、さまざまな形がございます。国が行うものとして長期の中央研修や大学院への派遣、海外派遣研修などがあります。

県教育委員会では、若手、中堅、ベテランと教員のキャリアステージに合わせた研修として体系化をしております。例えば、初任者には初任者研修、10年経験者には中堅教員研修などがございます。また、職務に合わせた研修も実施されています。校長や教頭、あるいは教務主任、学級担任など、その職に応じた研修などが数多く開催されております。そのほかにも、県教育研修センターでは、教員個人が希望して資質能力の向上を目指す講座も約20ほど用意され、実質的な研修の充実を図っております。

また、利根町教育委員会でも、指導室を中心に、学校訪問や校内研修への助言、小中連携推進委員会、学力向上研修会、情報教育研修会、生徒指導連絡協議会等々、20以上の研修事業を実施してきております。

さらに、各学校でも、学校におけるチームワークを生かして学校の全体的なレベルアップを図るという視点から、校内研修の充実は欠かせないものとして位置づけられております。先月2月7日には、町内各学校の研究実践発表として各学校の代表者から校内研修の実際を発表していただき、町の教員同士が教育実践を共有するとともに、片山議員を初め、町議員の方々にも研修の一端を見ていただいたところでございます。

そのほか、教員一人一人に目を向ければ、教員評価の実施も資質能力向上の施策の一つであろうと考えています。各年度ごとに、教員おのおのが学習指導、学級経営、学校運営の3項目で、それぞれ目標を立て、上司である校長、教頭との面談で、自己申告書を提出いたします。具体的な手だてを考え、管理職と学期ごとに目標設定面談、進捗状況面談、達成状況評価面談と、個別面談として最低でも年3回実施します。その間、管理職ももちろん授業参観を繰り返し、自己申告書の目標達成の具体的な指導や助言を行ってきており

ます。

そのほかにも、教員個人でさまざまな教育実践研究をまとめ、さまざまな団体や機関へ教育研究論文として提出をして評価をしてもらったり、教育研究団体の一会員として活動してみたり、資質向上、能力向上の場面は至るところにあることをつけ加えておきます。

また、インターネットからの教育情報を自分で取り入れ、まねてみたり、教育図書の実践から授業を改善してみたり、常に指導法の改善が求められ、指導力の向上を目指して一人一人の教員が考えているととらえております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 懇切丁寧に長い時間お話いただきましてありがとうございました。

利根町にも現在4校ありますが、学校それぞれ課題があると思うんです。今、教育長が言ったとおり、国の研修だというからこれは全国的なことで、全県的なことでありますけれども、利根町には利根町それぞれの学校4校にそれぞれの課題があるんじゃないかなど。その辺は指導室長や教育長が現地の状況を的確に把握して、個別な指導強化をしていただきたいなと思っております。

いずれにしろ、教育というのは子供の財産ですから、財産をいかに大きくするかということは先生方の力に負うところが非常に大きいと私は思っております。どんなにお金がなくとも、今現在、なかなかお金がない人は高等教育が受けられないというような社会状況になっていると思いますけれども、私は心がけ次第、教育の指導の仕方によって、例えお金がなくとも、いい子供たちが育つ、いい教育が受けられるというふうに確信しております。ですから落ちこぼれのないように、それと一人一人の能力を今以上に伸ばしていただいて、利根町の教育はすばらしいと世間から評価されるような学校教育を行っていただきたいと切に望みますので、よろしく願います。

それと、もうすぐ小学校が統合されるといわれております。小学校統合されると、今まで三つあった小学校が一つになるわけですから、それぞれ子供たちは別な地域から通ってきて、一緒の教室で勉強するということになると思いますが、特に統合された当初、子供たちの戸惑いをなくすための教育だとか、そういう方針がありましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（船川京子君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 小学校統合後の教育方針ということでよろしいでしょうか。

過日、全員協議会で説明させていただいた利根町小学校統合基本方針（案）では、今年度内にこの基本方針の町民へ公表することをお伝え申し上げました。そこには統合小学校開校時期として令和5年4月を目指すとあります。これから、令和2年度には、PTA保護者、地域住民の方々との懇談会や統合に向けた実施計画（案）の策定、利根町立学校設置条例の改正、国庫補助金の申請、学校設計準備等々、時間の経過とともになすべきことが多々ございます。

また、平成3年度には、小学校統合準備委員会を立ち上げ、新統合小学校のPTAのあり方、学校行事、教育課程のすり合わせ等々、教育長として今考えることは、子供の存在を第一に考え、3校ある小学校をスムーズに一つに統合できるように、どうしていったらよいかということだと考えています。3校の児童同士の交流会、あるいは2校同士、小学校間の交流の実施、不安解消のための小まめな教育相談の実施、安全安心の学校環境、スクールバスの問題等々を考えていきたいと考えています。

2020年、新年度から新学習指導要領の小学校の実施、翌年度から中学校での実施となります。おおむね10年に一度、国の教育方針が示されます。今回の改定では、アクティブラーニング、プログラミング教育、外国語の実施など、社会の変化を見据え、教育事情も大きく変化してまいります。

統合小学校開校に導くとともに、その円滑なスタートをさせたいと考えております。新年度は基準となる学習指導要領が新しくなりますから、県の学校教育指導方針も大きく変わってまいります。このことを受け、国や県の方向性を見きわめ、町内の小中学校が国の基準や県の方針に沿ってスタートできるように、町教育委員会も指導、助言をしていく所存です。

現在、令和2年度もまだスタートしておりませんので、現在の時点で、令和5年度後の統合後、小学校教育方針について述べることは難しいと考えております。ただ、現在でも言えることは、子供第一、子供ファーストの考え方で、子供の心の問題で、不安感をできるだけ少なくするような手だて、不平不満をくみ取る仕組みを準備していきたいと考えております。精神的な落ちつきがなければ、授業そのものも成り立ちません。学級、学校内で子供一人一人が安心して学校生活ができる居場所づくりが最優先になると考えております。

教育長に就任して6カ月、まずは、任期の中で子供を生かし、どの子も伸ばすことを考えて、誠心誠意、教育実践に結びつけていきたいと考えております。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） いずれにしろ、統合された小学生が精神的な不安定な状態をつくり出さないような教育をお願いしたいと思います。

また、教育現場というのは毎年異動があります。ですから、先生が大きく変わる、そういう期待もありますけれども、不安もあるわけです、新年度というのは。そういうことにも配慮した環境整備をよろしく願いいたします。

それでは、4番目の行財政改革についてお伺いいたします。

これは石井議員が質問されたこととダブるところもあると思いますが、よろしく願いしたいなど。

町長は、町長に移行したときの公約で、このままでは利根町は第二の夕張になっちゃうと、そのために一生懸命頑張るんだと、第二の夕張にしないためにやるんだと言っていま

したけれども、その具体的な施策についてお伺いします。

○議長（船川京子君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 第二の夕張にならないための施策はとのご質問でございますが、最初に、夕張市が財政破綻し、財政再建団体となった主な原因は、市の経済を支えていた石炭産業が相次ぐ閉山等により、財政難が深刻化し、その後に観光重視への無理な転換がさらなる収支悪化を招くこととなり、それを取りつくりようために重ねた多額の借金が表面化し、自主再建に行き詰まったことが主な原因とされております。このような原因で、夕張市は2006年6月に財政破綻しました。この夕張市の財政破綻を受けて、このような財政破綻を未然に防ぐために、自治体財政健全化法が制定され、この法律により、地方公共団体に財政の健全化を数値化して示す健全化判断比率の公表が義務づけられました。この健全化判断比率に応じて、一定の比率を超過した場合に、早期健全化計画や財政再生計画を策定し、健全化に取り組むこととなります。

健全化判断比率の主な要因としては、各年度の収支状況や公債費の状況、また、将来負担することとなる町債の残高などの状況を示す指標であります。町でも、毎年度の決算により監査委員の意見を付して議会へ報告し、広報紙等により公表しております。町はこの健全化判断比率が適正值であり、健全な財政状況にありますので、夕張市のような財政状況ではございません。

しかし、毎年度基金を取り崩し、予算編成を行っていることから、厳しい財政状況が続いていることは確かでございます。今後も、職員一人一人がこの厳しい財政状況を認識し、国県などの補助金の活用や歳入確保に努めるとともに、経常経費の削減や事業の見直しなどを行いながら、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えております。

3月3日に、利根町新行財政改革行動計画というのがホームページでアップされています。その中で、中期的な財政収支の見通しとして、今後5年間の財政収支見通しでは、生産年齢人口が年々減少している中、町税の歳入増加は見込めない状況であり、さらに歳入面で大きな役割を占めている地方交付税も近年の状況から、増加が見込みにくくなっている一方、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の増加が予想されるとともに、高齢化などにより医療費が増加傾向にあることから、国民健康保険、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金の増加が見込まれますので、今後も基金の取り崩しによる財政運営が見込まれることから、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

ちなみに、令和2年、町税だけ見ても13億5,046万7,000円、令和3年は13億3,054万8,000円、令和4年は13億3,274万1,000円、令和5年推計では13億3,564万5,000円、令和6年は13億1,768万9,000円というふうに見通しは立てていますので、そのとおりに行っていく考えでございます。

○議長（船川京子君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 時間もなくなってきましたので、できたら2番から6番までの数

字のほうを続けてお答えいただければ、わざわざここで読まなくても、前もって通告してありますからわかると思うので、よろしく申し上げます。

○議長（船川京子君） 大越財政課長。

○財政課長（大越達也君） それでは、お答えさせていただきます。

利根町における基金の積立金の現状についてとのご質問でございますが、本年1月の臨時議会において上程いたしました令和元年度利根町一般会計補正予算（第7号）の編成時点での金額を申し上げますと、財政調整基金につきましては、基金残高は9億972万4,000円となっております。平成30年度末残高が10億356万5,000円でしたので、現時点では、9,384万1,000円の減少となりました。

今定例会に上程しております一般会計補正予算（第8号）におきまして、財政調整基金繰入金の繰り戻しが約5,900万円ございますので、今年度末の残高は9億5,000万円前後になるとおられます。

また、減債基金につきましては、起債の償還に伴う公債費に、特定目的基金につきましては、基金設置の目的に沿った事業へ充当しており、事業遂行に伴い、年々減少する形になっております。

続きまして、4の3ということで、積立金はいつの時点で枯渇するかというご質問でございますが、現時点におきまして、財政調整基金残高がなくなるということはありません。財政調整基金につきましては、予算編成時に財源調整といたしまして毎年繰り入れ、いわゆる基金の取り崩しを行っております。今年度につきましても、一般会計当初予算編成時に4億1,357万7,000円を繰り入れており、当初予算編成時においては、財政調整基金からの繰り入れなしでは予算編成が難しいことも事実でございます。ただし、次年度において、繰越金による基金の積み立てや入札等による執行額の減により、年度途中で繰り戻しを行うことで、一定額の基金残高は確保できる状況です。

○議長（船川京子君） 川上企画課長。

○企画課長（川上叔春君） それでは、5年後、10年後の人口はとのご質問にお答えいたします。

5年後、10年後の町の人口予想につきましては、昨年度末に策定をいたしました第5次利根町総合振興計画に将来人口推計を示してございます。この将来人口推計は、平成17年から平成27年の国勢調査人口の実績をもとに、国立社会保障人口問題研究所と同様の推計方法によりで予想しております。

議員ご質問の推計人口でございますが、5年後の2025年には人口が1万4,040人に減少し、10年後の2030年には1万2,496人に減少するものと予想しております。

また、現在策定中の第2期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示しております人口ビジョンでは、町独自の推計をしておりまして、合計特殊出生率と社会増減率の数値について仮定しております。この仮定は総合戦略に掲げた各種施策や事業を着実に実行し、



出産，子育て支援，移住定住等の政策効果があることを前提としてきております。

こうした独自に推計した場合の人口で申し上げますと，5年後は総合振興計画の推計値とほぼ同数の1万4,043人ですが，10年後は1万2,889人で，総合振興計画の推計値より人口減少が約400人緩和されると推計しております。

○議長（船川京子君） 赤尾津税務課長。

○税務課長（赤尾津政男君） 5年後，10年後の町税はとのご質問ですが，まず，5年後の町税額の推計ですが，行政改革行動計画では，令和6年度の見込み額は町税全体で13億1,768万9,000円となっております，平成30年度の決算額と比較いたしますと3,616万2,000円の減となっております。

内訳ですが，個人町民税の令和6年度見込み額は6億4,236万3,000円で，平成30年度決算額と比較いたしますと，3,580万7,000円の減となっております。法人町民税の令和6年度見込み額は2,853万9,000円で，平成30年度決算額と比較いたしますと，1,229万2,000円の減となっております。固定資産税は令和6年度見込み額が5億882万6,000円で，平成30年度決算額と比較いたしますと，480万6,000円の減となっております。軽自動車税は令和6年度見込み額が7,034万2,000円で，平成30年度決算額と比較いたしますと，2,776万6,000円の増となっております。これは近年続く軽自動車人気と，昨年10月からこれまでの取得税にかわって，軽自動車環境性能割という税が新設されたことから増額となったものです。都市計画税は令和6年度見込み額が3,301万円で，平成30年度決算額と比較いたしますと，142万9,000円の減となっております。たばこ税は令和6年度見込み額が3,454万8,000円で，平成30年度決算額と比較いたしますと，959万1,000円の減となっております。

続きまして，10年後の町税ですが，10年後となりますと，現段階では不透明な要素が多いことから，特段の推計はいたしておりません。

○議長（船川京子君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚良一君） まず，5年後，10年後の町職員の総数の見込みにつきましてでございますが，現在，国で動いている国家公務員の定年延長，これがいずれ地方公務員にも適用されると思われることや，5年後，10年後の事務量，また，A I等の進展により，事務処理方法がどうなるのか予測がつかない状況でございます。当然，そのときに合った職員数で対応していくことになると思いますが，5年後，10年後の町職員の総数を見込むのは現在は難しい状況でございます。

今年度末との増減についても，同様の理由により比較することはできませんので，ご了承願いたいと思います。

○議長（船川京子君） 片山 啓議員の質問が終わりました。

---

○議長（船川京子君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

あす3月6日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時56分散会